

特別養護老人ホームさくら苑 運営規程

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人里仁会が運営する特別養護老人ホームさくら苑（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第二条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第三条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームさくら苑
- (2) 所在地 長野県佐久市下小田切 50 番地 1

第二章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第四条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 名
施設の業務を統括する。また、職員の指揮、監督を行う。
- (2) 事務員 1 名以上
施設の庶務及び会計を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上
入居者の日常生活についての相談、援助、及びこれらの計画の企画立案を行う。
また、入退居に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 25 名以上

入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。

(5) 看護職員 2 名以上

入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上

入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

(7) 介護支援専門員 1 名以上

施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。

(8) 管理栄養士 1 名以上

給食献立の作成、入居者の栄養管理を行う。

(9) 調理員 3 名以上

栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

(10) 医師 3 名以上

入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(職員の勤務体制等)

第五条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長は毎月の勤務割表を、その前月の 10 日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修会の機会を積極的に設けるものとする。

第三章 入居定員

(入居定員)

第六条 施設の入居者の定員は、50 名とする。

2 入居者の生活の場となるユニットは「こすもす」、「こまくさ」、「れんげ」、「なでしこ」、「やまぶき」の 5 ユニットとし、それぞれの定員は各ユニット 10 名とする。

第四章 入退居

(サービス内容および手続の説明および同意)

第七条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規定の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文章を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第八条 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉サービスの提供を拒んではない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第一〇条 施設は、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第一一条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第十二条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第五章 サービス（処遇）内容及び費用の額

（サービスの取扱方針）

- 第一三条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
 - 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 9 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにするものとする。

（介護）

第一四条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 9 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（食事）

第一五条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を取ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第一六条 施設は、常に入居者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一七条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第一八条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用(所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。)
- (3) 理美容代
- (4) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第一九条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第六章 施設の利用に当たっての留意事項

（施設の利用に当たっての留意事項等）

第二〇条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- （１） 火気の手扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- （２） 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- （３） けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

２ 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- （１） 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- （２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- （３） 故意にこの規定等に違反したとき

（緊急時における対応）

第二一条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第二二条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

２ 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第七章 非常災害対策

（非常災害対策）

第二三条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定める。

２ 施設は年２回、定期的に非難、救出その他必要な訓練（うち１回は夜間想定訓練）を行う。

（業務継続計画の策定等）

第二四条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八章 その他運営に関する事項

（衛生管理等）

第二五条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情処理）

第二六条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持等）

第二七条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第二八条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（重要事項の揭示）

第二九条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（会計の区分）

第三〇条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、里仁会経理規定の定めるところによる。

（記録の整備）

第三一条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（法令との関係）

第三二条 この規定に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）その他関連法令の定めるところによる。

（虐待防止に関する事項）

第三三条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第三四条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三箇月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(附則)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成25年11月1日 改定

令和6年4月1日 改定